

小野町公民館雁股田分館指定管理者募集要項（案）

小野町（以下「町」という。）は、地方自治法第244条の2第3項及び小野町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき、小野町公民館雁股田分館の指定管理者となる法人その他団体を次のとおり募集します。

1 施設の概要

施 設 の 名 称	小野町公民館雁股田分館
施 設 の 所 在 地	福島県田村郡小野町大字雁股田字関場90番地
施設の設置目的	町民の生活文化の振興と社会福祉の増進に寄与することを目的として設置する。
施 設 の 概 要	【施 設】 ■建物本体：370㎡（昭和56年建築）鉄骨造、1階建て ■附属建物等 ①体育館：510㎡（平成3年建築）鉄骨造、1階建て ②プール：1基（平成5年建築） 【土 地】 ■敷地面積：5,968㎡
施設の見取り図	別添、資料参照

2 小野町公民館雁股田分館の管理・運営に関する基本的な考え方

町では、公民館事業を通して、地域住民の学びや交流（住民同士が「つどう」「まなぶ」「むすぶ」）を促進し、人口減少及び少子高齢化時代に即した「人づくり」「地域づくり」に取り組むため、その活動拠点として小野町公民館雁股田分館を活用します。

3 指定期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定管理料

指定管理料は、予算を上限とした範囲内で、年度協定で決定した額とし、会計年度（4月1日から翌3月31日）ごとに支払われます。

令和9年度の指定管理料は4,816,000円を上限とします。

5 利用料金の取扱い

「利用料金制」を導入しますので、利用者が支払う施設利用料金及び事業参加料金は、指定管理運営経費に充てることとし、指定管理者の収入とします。

6 応募の資格

- ① 団体であること（法人格の有無は問わない）
- ② 指定期間中、安全かつ円滑に対象施設の管理ができる団体であること
- ③ 福島県内に事務所を置く団体であること
- ④ 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により取り消しを受けたことがある者
 - オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、同法第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者
 - カ 町における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - キ 国税及び地方税を滞納している者
 - ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が属している民間企業等
また、暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）との関与が認められるなど、暴力団又は暴力団員との間に、社会的に非難されるべき関係がある民間企業等
- ⑤ グループによる応募
 - ア 複数の団体により構成されたグループ（共同企業体等の連合体）により応募することができます。ただし、単独で応募した団体は、グループによる応募の構成団体となることはできません。また、同時に複数のグループの構成団体となることはできません。
 - イ グループで応募する場合は、代表団体を定めてください。
 - ウ グループで応募する場合は、各種団体について上記①から④までの応募資格を満たしていることが必要です。
 - エ 応募後のグループ構成団体の変更は認めません。

7 応募にあたっての留意点

- ① 応募に関し必要な費用は、応募者の負担となります。
- ② 町が提供した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、目的の範囲であっても無断で第三者に使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

- ③ 応募にあたって提出した書類の提出期限後の差し替え、再提出はできません。
- ④ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とするとともに、所要の措置を講じることがあります。
- ⑤ 提出された書類は、返却しません。

8 関係法規の遵守

- ① 業務を遂行するうえで関連する法規を遵守しない場合は、指定の取り消しをすることがあります。
- ② 指定管理者は、正当な理由がない限り、住民の利用を拒んではなりません。（地方自治法第244条第2項）。また、利用することについての不当な差別的取り扱いをしてはなりません（地方自治法第244条第3項）。
- ③ 指定管理者の指定業務について、「小野町の個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「小野町情報公開条例」が適用になります。

9 募集及び選定日程

- ① 募集要項の配布 令和8年9月14日（月）～10月16日（金）
- ② 申請書類の受付期間 令和8年9月24日（木）～10月16日（金）
- ③ 施設見学会 必要に応じて実施
- ④ 質問の受付期限 令和8年10月 6日（火）
- ⑤ 質問の回答 令和8年10月 9日（金）
- ⑥ 選定結果の通知 令和8年11月13日（金）
- ⑦ 協定の締結 令和8年12月中旬

10 応募の方法等

応募の方法等は次に掲げるとおりとします。

（1）提出書類

- ① 小野町指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ② 団体の定款、規約又はこれらに類する書類及び個別法律により設立された法人にあつては登記簿に記録されている事項を証明した書面
- ③ 直近の財務状況を証明する書類
- ④ 事業計画書（様式第2号）
- ⑤ 収支予算書（様式第3号）
※収支予算書は各年度（令和9年度～令和11年度）作成し提出してください。
- ⑥ 申請団体の事業概要、経歴、実績及び役員の構成、氏名を説明する資料
- ⑦ 直近2ヶ年度の国税、県税及び町税の納付状況が確認できる書類（納税証明書等）
- ⑧ その他、町が必要と認める書類

（2）提出部数

正本1部、副本8部（※提出書類は前項記載の順に並べたうえで提出）

(3) 提出方法

持参

(4) 提出先

小野町教育委員会 教育課（生涯学習担当）

(5) 受付期間

令和8年9月24日（木）～10月16日（金）

(6) 募集要項等の配布

募集要項等の関係書類については、小野町教育委員会教育課（以下「事務局」という。）で配布します。また、町ウェブサイトからダウンロードすることができます。

【URL：<https://www.town.ono.fukushima.jp>】

(7) 施設見学会

施設見学会は必要に応じて実施します。実施を希望する場合は施設見学会実施依頼書（様式第6号）に所要の事項を記入し、事務局に持参するか、FAX、電子メールで提出してください。

電話又は口頭での受付は行いません。

① 受付期限 令和8年10月2日（金）

② 受付時間（持参する場合） 午前8時30分から午後5時15分まで
（土・日曜日、祝日は除く）

③ FAX又は電子メールで提出された場合は、事務局まで到達確認の電話をお願いします。

■ FAX：0247-72-2127 ■ アドレス：kyouikuka@town.ono.fukushima.jp

(8) 質問の受付

募集要項等に対する質問がある場合は、質問書（様式第5号）に所要の事項を記入し、事務局へ持参するか、FAX、電子メールで提出してください。

電話又は口頭での受け付けは行いません。

① 受付期限 令和8年10月6日（火）

② 受付時間（持参する場合） 午前8時30分から午後5時15分まで
（土・日曜日、祝日は除く）

③ FAX又は電子メールで提出された場合は、事務局まで到達確認の電話をお願いします。

(9) 質問の回答

回答は、令和8年10月9日（金）に町ウェブサイトに掲載します。

(10) その他

募集等に関する問い合わせ及び要綱の配布等については、午前8時30分から午後5時15分までとします。（土・日曜日、祝日は除く）

11 指定管理者候補者の選定

指定管理者候補者の選定にあたっては、事務局による書類審査（第1次審査）及び

「小野町指定管理者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）における事業提案に係るプレゼンテーション・ヒアリングによる審査（第2次審査）の2段階審査で行います。

（１）審査基準

審査は、下記の基準により行います。

- ① 平等な利用が確保されるように適切な管理を行い、利用者本位の柔軟なサービスが提供される。
- ② 公の施設を効率的かつ安全に管理し、管理に係る経費の縮減を図ることができる。
- ③ 公の施設の管理運営業務を適正かつ確実に行うことができる物的及び人的能力並びに財政基盤を有している。
- ④ ２の「小野町公民館雁股田分館の管理・運営に関する基本的な考え方」に沿った事業計画が提案されている。
- ⑤ 個人情報の適正な取扱いを確保することができる。

（２）第1次審査

第1次審査は、下記の事項について審査を行います。

- ① 団体審査（応募資格の審査等）
- ② 内容審査（提出書類の審査等）

（３）第2次審査

第2次審査では、下記の事項について審査を行います。

- ① 受託能力の評価
- ② 提案内容の評価
 - ア 管理運営方針
 - イ 運営及び維持管理に関する提案
 - ウ 事業に関する提案
- ③ 管理運営費の評価

【審査日程と方法等】

① 審査日程

○令和8年11月6日（金） 午後2時

②方 法

○実施時間は、1事業者60分以内（プレゼンテーション30分以内・ヒアリング30分以内とする。）

○プレゼンテーション時の出席者数は2名以内とする。

○プレゼンテーションは、提出された書類をもとに行うこと。追加提案の説明や追加資料は認めない。

12 選定結果の通知

応募団体全員に選定結果を文書で送付します。

また、選定結果は町ウェブサイトで公表します。

13 指定管理者の指定及び協定の締結

町は、審査委員会の審査結果報告を受け、指定管理者候補者を決定し、指定管理者候補者とは、管理運営に係る細目的事項を協議のうえ仮協定を締結します。

町は、仮協定締結後、小野町議会へ指定管理者の指定に関する議案を提出し、議決を経て、指定管理者として指定します。また、指定管理者に指定された日に仮協定は正式な協定としての効力が発生することとします。

14 その他

指定管理業務の実施にあたっては、条例、管理規則、募集要項及び業務仕様書に定めるとおりとします。

15 問い合わせ先

小野町教育委員会 教育課 生涯学習担当

〒963-3401 福島県田村郡小野町大字小野新町字中通2

TEL 0247-72-2125 FAX 0247-72-2127

電子メール kyouikuka@town.fukushima-ono.lg.jp